

給排水設備基準説明会

東員町上下水道課

本日の内容

- 1. 基準策定にあたって
- 2. 給水装置工事技術基準(案)
- 3. 排水設備工事技術基準(案)

1. 基準策定にあたって

説明会の目的

- ・平成31年度から給排水設備工事技術基準の施行を予定
- ・技術基準に記載される項目と今後のスケジュール
- ・技術基準に沿った給排水設備工事の申請・施工の依頼

基準策定における背景と目的

<背景>

給排水設備に関する基準が無く、ルールが不明確

<目的>

給排水設備工事の施工品質の確保と書類手続きの明確化

基準は工事店様の業務遂行の一助を担う

今後のスケジュール

	10月	11月	12月	H31 /1月	2月	3月	4月以 降
基準の取扱い予定	★ 説明会の開催(本日)					東員町HPに暫定版の基準を掲載	
					←-----周知期間・暫定運用-----→		
							← 施行開始 →

平成31年度からは基準に従って業務を遂行する。

給排水審査・検査業務の一部委託

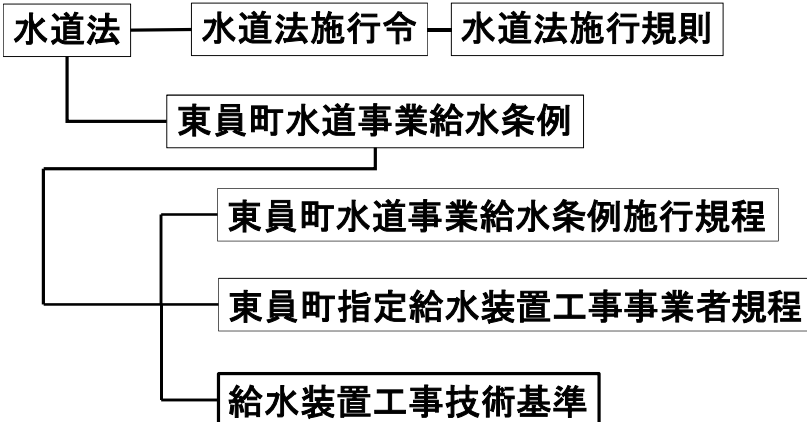
- ・本町では、業務の効率化のため給排水審査・検査業務を平成30年度より一部委託
- ・委託業務は東員町役場上下水道課の執務スペース内で実施
- ・工事店の皆さまは、今まで通り上下水道課へ申請

<委託先>

名古屋上下水道総合サービス株式会社

2. 給水装置工事技術基準(案)

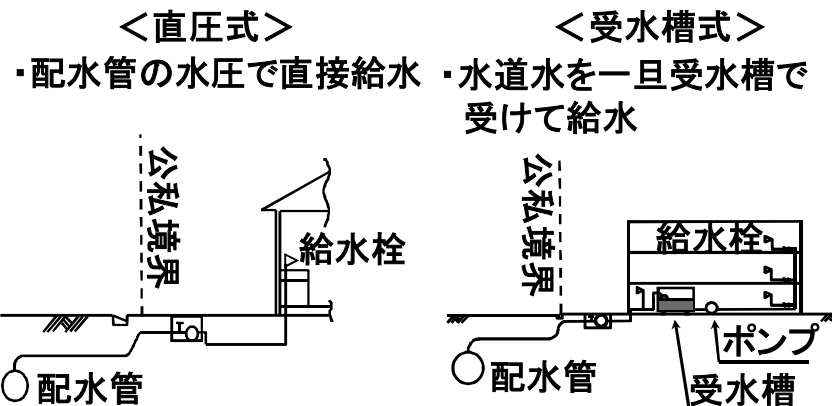
基準の位置付け



2.給水装置工事技術基準（案）

9

給水方式



2.給水装置工事技術基準（案）

10

東員町の給水方式選定方法

＜直圧式＞

- ・2階以下の建物



＜受水槽式＞

- ・3階以上に給水栓
- ・断水できない
- ・一時に大量の水を使用
- ・逆流した際の高リスクが高い

【東員町で認められない給水方式】

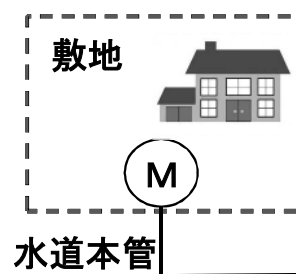
- ・3階以上に給水栓がある建物への直圧式
- ・ブースターポンプによる直結増圧式

2.給水装置工事技術基準（案）

11

給水装置の設置基準

- ・原則、1敷地に1系統の給水装置とする



＜例外＞

- ・二世帯住宅等の場合
⇒1敷地に複数の給水装置可
- ・集合住宅が複数棟あり、敷地を跨いでいる場合
⇒複数の敷地に1系統の給水装置でも可

土地のトラブルを減らすために規定

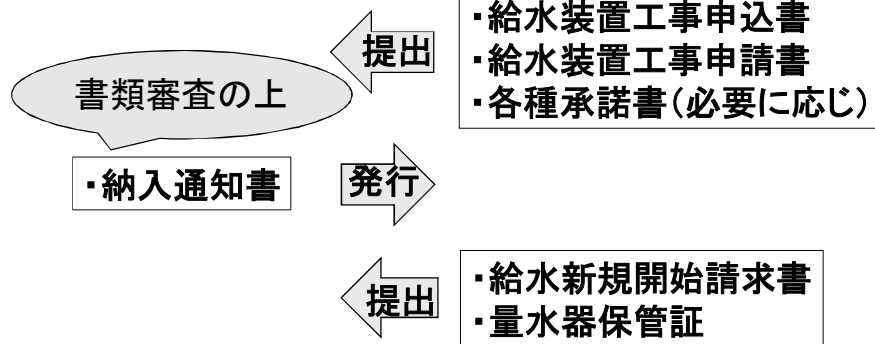
2.給水装置工事技術基準（案）

12

給水装置工事の手続きの流れ①

東員町上下水道課

東員町指定給水装置事業者



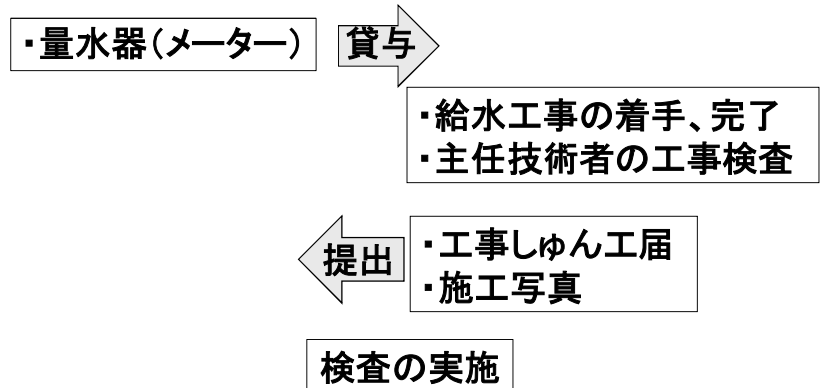
2.給水装置工事技術基準(案)

13

給水装置工事の手続きの流れ②

東員町上下水道課

東員町指定給水装置事業者



2.給水装置工事技術基準(案)

14

設計(メーター口径の選定)

流量の算定においては

<メーター口径の選定表>

<直結式>

・時間最大使用水量を基準

<受水槽式>

・1日最大使用水量を基準

呼び径 (mm)	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)
13	0.1~1.0
20	0.2~1.6

受水槽以降を除き、13ミリのメーターの後に20ミリの配管(先太配管)は絶対に行わない。

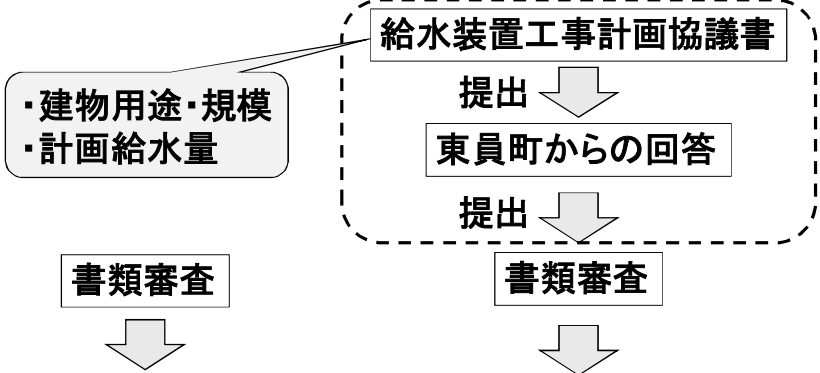
2.給水装置工事技術基準(案)

15

給水装置工事計画協議書の事前提出

通常の工事

・φ40メーター以上工事等



2.給水装置工事技術基準(案)

16

他水混合

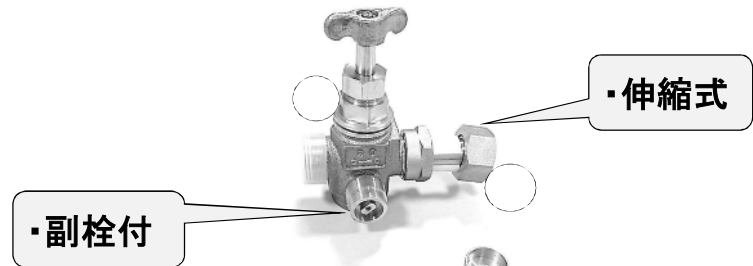
- ・受水槽以降は、町水のみ専用系統とすることが原則
- ・特例として、一定の条件を満たすもののみ他水混合を認める

<特例>

- ①町との事前協議がされていること
- ②逆流防止措置
- ③使用者への周知がされていること
- ④クロスコネクション対策がされていること
- ⑤他水混合に関する誓約書が提出されていること

メーター用止水栓

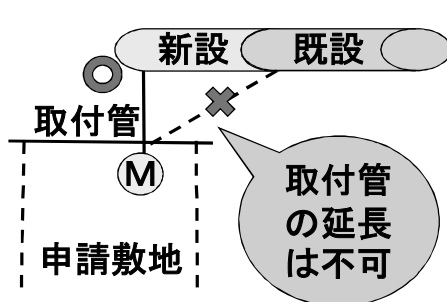
- ・メーター用止水栓は使用可能な製品を限定し、維持管理性の向上を図る予定
- ・メーター用止水栓と止水栓筐の販売を中止予定



伸縮式副栓付甲止水栓の例

配水管等整備

- ・前面道路に配水管が無い場合、取付管が布設される位置まで申請者の負担にて配水管を延長。



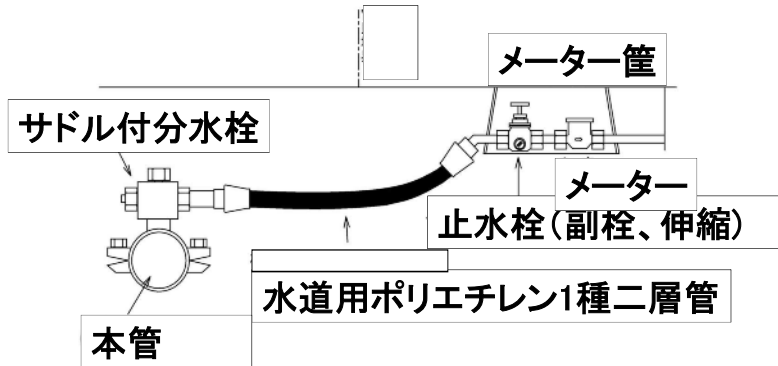
<口径毎の管種>	
口径	管種
~φ150	水道配水用 ポリエチレン管
φ200	GX形ダクタイル 鋳鉄管

給水分岐材料の推奨

メーター(mm) \ 配水管(mm)	13	20	25	30	40	50	75	100
20								
25		チーズ						
30								分岐不可
40								
50								
75								
100								
150~								弁付割T字管

標準配管形態

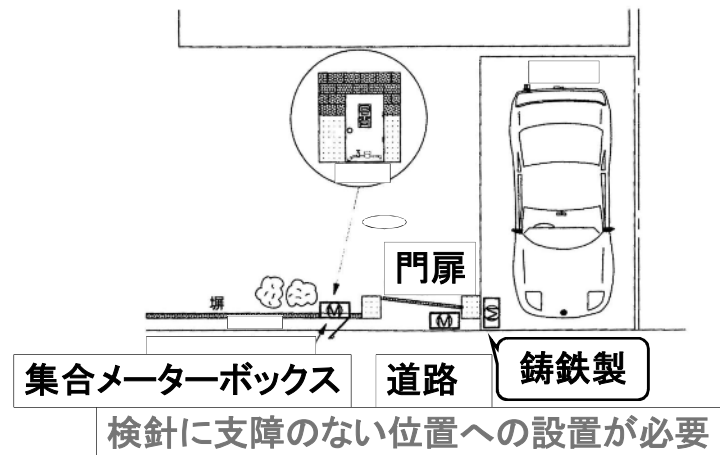
＜本管口径φ40以上、メーター口径φ20の例＞



2.給水装置工事技術基準(案)

21

メーター筐の設置

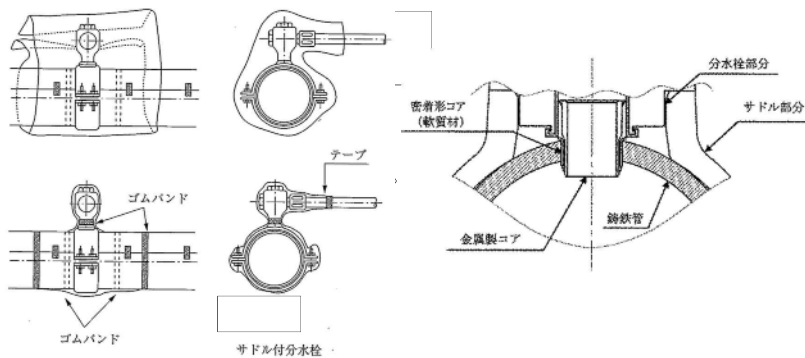


2.給水装置工事技術基準(案)

22

分岐施工における防食の措置

【サドル付分水栓】



＜スリーブ＞

＜コア＞

2.給水装置工事技術基準(案)

23

浄水器及び活水器

浄水器・・・水道水中の残留塩素等の溶存物質や濁度等の減少を主目的とした給水用具

活水器・・・磁場や遠赤外線などの人工的な処理を行うことで、水に付加的な機能を持たせると称して販売されている給水用具

・いずれの器具を設置する場合も、浄水器及び活水器を通過後は、水質の責任がお客さまにあることを周知

2.給水装置工事技術基準(案)

24

参考資料①

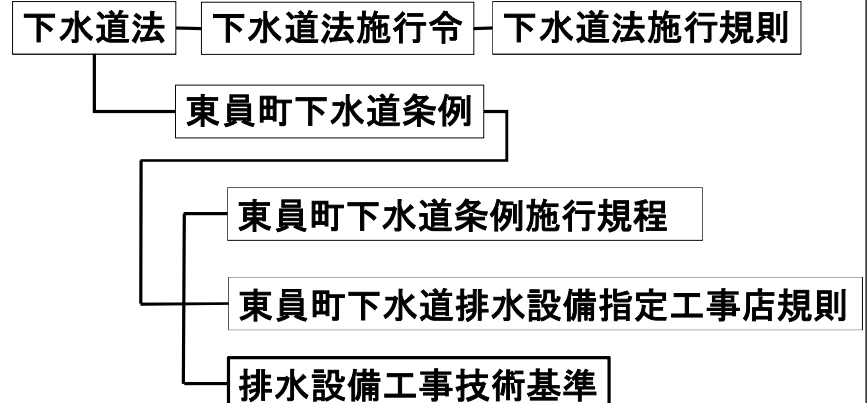
- ・給水装置工事申込書
- ・共用栓設置請求書
- ・水道分岐工事承認届
- ・修繕工事請求書
- ・代理人(管理人)選定(変更)届
- ・給水新規開始(再開始、中止)請求書
- ・量水器保管証
- ・給水装置使用者変更届
- ・給水装置所有者変更届
- ・消火栓使用承諾願(届)
- ・給水種別用途(世帯人員)変更届

参考資料②

- ・水道法
- ・水道法施行令
- ・東員町水道事業給水条例
- ・東員町水道事業給水条例施行規程
- ・東員町指定給水装置工事事業者規程

3. 排水設備工事技術基準(案)

基準の位置付け



東員町の下水道事業

<東員町下水道事業の経緯>

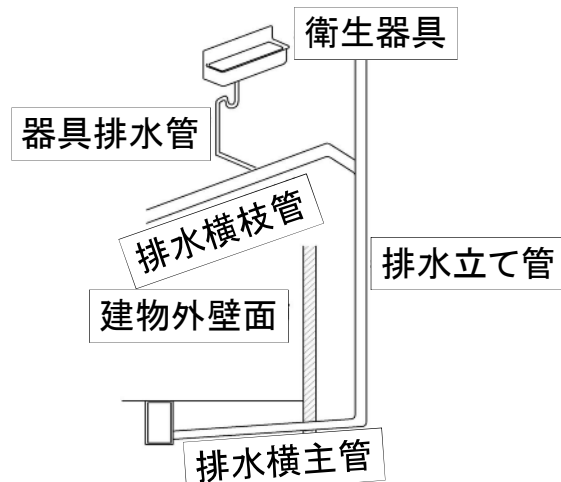
時期	経緯
平成元年7月	特定環境保全公共下水道事業の認可
平成4年度	北勢沿岸流域関連公共下水道として認可区域拡大
平成6年4月	供用の開始
平成8年度	笹尾、城山地区がコミュニティプラントから公共下水道へ移管

下水の種類

下水道法上の種類		発生形態による分類	下水の分類
下水	汚水	生活若しくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑排水
			工場・事業場排水
	雨水	自然現象に起因	湧水
			降雨、雪解け水

本町の下水排除方式は分流式を採用している。

屋内排水管



排水設備の一般的な施工

<ますの設置箇所>

- ・排水管の起点及び終点
- ・排水管の会合点
- ・内径の120倍の延長毎
- ・その他

<排水管の勾配>

管径(mm)	最小勾配
65以下	1/50
75, 100	1/100
125	1/150
150	1/200

阻集器の設置

- ・下水道施設の機能を損なうおそれのある物質が排水に含まれる場合、阻集器を設置する

阻集器種類	設置施設の例
グリース阻集器	飲食店、食品工場など
オイル阻集器	ガソリンスタンドなど
砂・セメント阻集器	セメント工場など
毛髪阻集器	理髪店、美容院など
繊維くず阻集器	コインランドリーなど
プラスタ阻集器	歯科医院、外科医院など

排水設備工事の手続きの流れ①

東員町上下水道課

東員町排水設備工事事業者

提出

- ・排水設備、水洗便所設置確認申請書
- ・各種承諾書(必要に応じ)

書類審査の上

・排水設備等設置確認書

発行

工事への着手

排水設備工事の手続きの流れ②

東員町上下水道課

東員町排水設備工事事業者

提出

- ・排水設備、水洗便所工事完了届
- ・施工写真
- ・公共下水道使用開始届

検査

・検査済証

発行

公共ます設置の手続きの流れ

- ・本町では、1の建築物の敷地等について公共ますを1箇所設置している

東員町上下水道課

東員町排水設備工事事業者

法令への適用確認
↓
公共ますの設置

提出

- ・公共ます設置申請書
- ・受益者負担金申請書

- 2箇所目以降の公共ますの設置を希望する場合、設置費用の負担は申請者

特定施設

- ・特定施設とは、一定の要件を超える汚水や廃液を排出する施設のこと。
⇒届出や水質測定等、様々な義務あり。(下水道法)

特定施設の設置⇒特定施設設置届出書の提出

特定施設の下水道使用⇒特定施設使用届出書の提出

排水設備指定工事店制度

- ・本町では、排水設備指定工事店制度を採用
- ・変更事項があった場合、書類の提出が必要

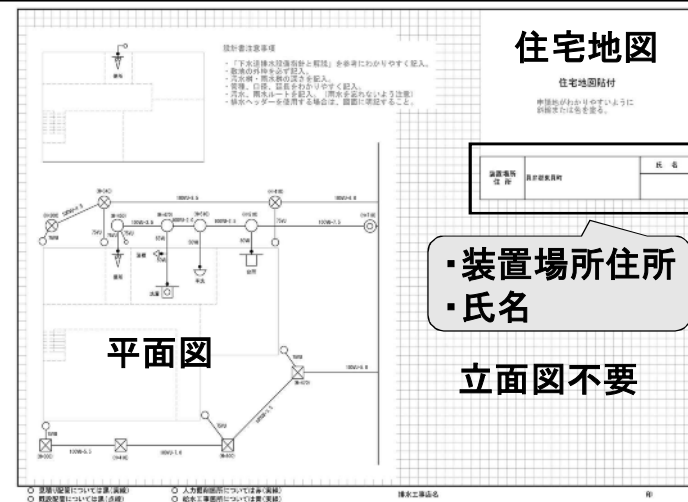
＜変更の例＞

- ・組織を変更
 - ・代表者・専属する責任技術者に異動
 - ・商号を変更
 - ・営業所の移転
 - ・代表者の住所に異動
- ⇒下水道排水設備指定工事店異動届の提出

浄化槽の廃止工事

- ・不要となった浄化槽は原則として撤去
 - ・ただし、一部残置や閉鎖も認めている
- ### ＜浄化槽廃止工事の必要書類＞
- ・浄化槽使用廃止届出書
⇒三重県桑名地域防災総合事務所へ提出
 - ・雨水の雑排水への有効利用をする場合の注意点

排水設備等工事設計書の記入



参考資料

- 用語集
- 下水道法
- 東員町下水道条例
- 東員町下水道条例施行規程
- 東員町下水道排水設備指定工事店規則
- 三重県流域下水道維持管理要綱

おわりに

- 基準の適用は平成31年4月からを考えています。
- 基準が運用された後は、原則こちらの基準に従います。
- 基準の内容に関して、何かご意見がありましたら意見書をご利用ください。
- 何卒、これからも東員町上下水道事業にご理解賜りますようよろしくお願い致します。